（船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。	2　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。
一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした地方運輸局（運輸監理部を含む。）、特定地方公共団体（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する特定地方公共団体をいう。）又は無料船員職業紹介事業者（同条第五項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。）　前条第二項第三号に掲げる事項	一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした地方運輸局（運輸監理部を含む。）又は無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。）　前条第二項第三号に掲げる事項
二　（略）	二　（略）
3　（略）	3　（略）

十三条の九第二項（これらの規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の十九第二項並びに第百十八条の六第二項	の規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の十九第二項並びに第百十八条の六第二項
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の規定　公布の日

二　第一条の規定（船員法施行規則第十九条第一項、第二十一条、第二十七条の二、第三十九条、第五十七条の二十、第七十五条第一項及び第七十九条第一項の改正規定、同令第十一号書式の次に一書式を加える改正規定並びに同令第十六号の二書式の改正規定を除く。）及び第二条から第四条までの規定並びに次条から附則第八条までの規定　令和八年四月一日

（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号の二書式による申請は、同条の規定による改正後の同令第十六号の二書式による申請とみなす。

2　前条第二号に規定する規定の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の船員法施行規則第二十二号書式、第二十二号の三書式、第二十二号の五書式、第二十二号の六書式又は第二十二号の八書式による申請は、それぞれ同条の規定による改正後の同令第二十二号書式、第二十二号の三書式、第二十二号の五書式、第二十二号の六書式又は第二十二号の八書式による申請とみなす。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（次条において「旧衛生管理者省令」という。）第一号様式による申請は、第二条の規定による改正後の同令（次条において「新衛生管理者省令」という。）第一号様式による申請とみなす。

第四条　第二条の規定の施行の際現に交付されている旧衛生管理者省令第二号様式による衛生管理者適任証書は、新衛生管理者省令第二号様式によるものとみなす。

（救命艇手規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の救命艇手規則（次条において「旧救命艇手規則」という。）第一号様式から第四号様式までによる申請は、それぞれ第三条の規定による改正後の同令（次条において「新救命艇手規則」という。）第一号様式から第四号様式までによる申請とみなす。

第六条　第三条の規定の施行の際現に交付されている旧救命艇手規則第五号様式又は第六号様式による救命艇手適任証書は、それぞれ新救命艇手規則第五号様式又は第六号様式によるものとみなす。